

■若草住宅入札説明書等に対する質疑回答

No.	公表資料名称	項目名	質問	回答
1	入札説明書本文/別紙2事業工程表	第2-9 事業実施スケジュール	既存住宅等の解体撤去スケジュールについて、令和8年8月～令和9年3月頃とされており、うち調査期間2ヶ月・解体撤去期間6ヶ月となっておりますが、解体撤去対象の規模および、基礎・既存杭等の地中構造物の一切まで撤去が必要なことから、この期間で完了出来ないことが想定されます。無理な工期での解体撤去工事の実施は近隣環境にも悪影響も及ぼします。解体撤去完了スケジュールの先延ばしと、完了を必須とする年月日の公表を検討いただくことは可能でしょうか。	入札説明書の【別紙2 事業工程表】は、解体撤去対象区域の一部の解体撤去工事を同時に行うことを想定した工程としています。入札説明書どおりの工程を前提として、建替住宅等及び関連する公共施設の建設並びに建替住宅への移転の期間等の前倒し等の工夫により解体撤去工事期間を確保し、本事業の完了期限を遵守してください。
2	入札説明書本文/要求水準(市営住宅整備業務編)	第2-9 事業実施スケジュール/第4-5-ウ作業日・作業時間について	作業日について、「建設業における働き方改革の推進を踏まえた検討をおこなうこと」とご記載があります。国交省では「建設業働き方改革加速化プログラム」にて、直轄工事では週休2日工事の拡大を率先すること、地方公共団体においても働きかけを行い働き方改革を推進すると公表されています。本事業での工期設定については上記より週休2日・祝日休工とし、作業日・作業時間については市および近隣東都の協議のうえ対応を決定されるもの、と考えて宜しいでしょうか。(休工日の設定が各入札参加者の判断によると、各社で考え方が異なり、正確な工期設定が出来ず公平性に欠けることが想定されます。)	法令の遵守とともにご指摘の建設業における働き方改革の推進等も踏まえ、無理のない適切な工程を提案してください。具体的な作業日や休工日の条件については、事業者の提案によります。また、具体的な作業日・作業時間については、要求水準書「第4 5(ウ)作業日・作業時間」に記載のとおり、事業者が提出する工事計画書案をもとに工事着手前に市及び近隣等と十分に確認・調整を行い、通勤・通学時間帯での安全確保に配慮の上、対応を決定するものとなります。
3	入札説明書本文	第3-3-(2)-イ-(ウ)工事監理企業-d-(a)	建替住宅等の建設に関して、電気設備及び機械設備に関する知見を有する一級建築士保有の建築技術者1名の専任・常駐配置を行う予定です。工事監理企業の専任・常駐配置技術者のサポート(細部の確認等)のため、定例等に、適宜設計企業の電気・機械設備技術者を出席させることについては問題ないでしょうか。	兼任の条件については、「実施方針等に関する質問への回答」(令和4年9月2日公表)の質問No69の回答及び次項の質問No4の回答を参照してください。定例等の協議等において、ご指摘の設計企業の電気・機械設備技術者を適宜出席させることを妨げるものではありませんが、上記回答の遵守が前提ですので、設計企業の設備技術者の出席に関わらず、工事監理企業の設備技術者の配置は必要ですのでご留意ください。
4	入札説明書本文/要求水準書(市営住宅整備業務編)	第3-3-(2)-イ-(ウ)工事監理企業-d-(b)/第3-2-オ 既存住宅等の解体撤去	既存住宅等の解体撤去に関する工事監理業務について 入札説明書本文に『建築技術者(一級建築士であること)、電気設備技術者及び機械設備技術者を解体撤去対象区域の現場毎に配置すること。また、建築技術者は専任かつ常駐で配置するものとし、電気設備技術者及び機械設備技術者は重点監理(重点監理率20%)とする。』と書かれています。 一方で、要求水準書には「建替住宅及び店舗棟への移転が完了した解体撤去対象区域について、既存住宅等を順次解体し、撤去する。」と書かれています。 事業工程表では解体6か月となっていることから、順次解体した場合でも各現場の同時進行が相当程度発生すると考えられます。 その際、『解体撤去区域の現場毎に配置する』とは建築技術者(一級建築士)が専任かつ常駐、電気設備技術者及び機械設備技術者は重点監理(重点監理率20%)で同時進行の現場毎に1組ずつ必要であり、兼務は不可なのでしょうか。 たとえば、隣接する西川住宅と西川平七改良住宅の解体を同時期に行う場合でも、それぞれを別現場と考える必要があるのでしょうか。 また、兼務が不可の場合、建築技術者として主任監督員(一級建築士)1名と監督員(一級建築士以外)必要人数を提案することは可能でしょうか。	工程の考え方については、質問No1の回答を参照してください。 既存住宅等の解体撤去に関する建築技術者の配置にあたっては、解体撤去対象区域(西川)と解体撤去対象区域(西川平七)については、ご指摘の同時進行の場合は、両区域の兼任を可としますが、それ以外の解体撤去対象区域については、同時進行の場合、他の解体撤去対象区域との兼任はできません。 既存住宅等の解体撤去に関する電気設備技術者及び機械設備技術者にあたっては、重点監理(重点監理率20%)であり、同時進行の場合でも、支障がない限りにおいて、兼任は可能です。 常駐・専任を求める工事監理者の建築技術者は、ご指摘の主任監督員(一級建築士)であり、主任監督員を補佐する監督員については、配置の有無や配置する場合の一級建築士等の資格の有無、人数等を義務付けてはなりません。適切な工事監理を行える体制を提案してください。
5	要求水準書(市営住宅整備業務編)	第2-3-(1)	注記で【別添資料2 事業用地現況図】のCAD図(貸与予定)と記載されていますが、どのような手続きをすれば貸して頂けるのかご教示お願いします。	入札説明書P4「4 (1)入札公告、入札説明書等の公表」をご確認ください。 なお、貸与するCAD図は、若草事業用地のみであり、解体撤去対象区域は、CADデータはなく、貸与の対象ではありません。
6	要求水準書(市営住宅整備業務編)	第2-4-(1)-ア 法律	本事業は景観法に基づき、尼崎市都市美形成計画が適用されます。その基準に、「美観を損なわないよう、物干し設備やエアコンの室外機等が道路等から直接見えないよう工夫する」と明記されていますが、市道西川線・市道尼崎豊中線・小田北区画第45号線・市道第882号から見える部分で上記に該当する部分は面材手摺を採用しなければならないという理解で宜しいですか。	要求水準書「第4 1(3) 意匠・景観への配慮イ 「住居景観」の都市美誘導基準に基づき・・・」の適合性については、事業者からの提案をもとに、市の関係課との協議によります。
7	要求水準書(市営住宅整備業務編)	第4-2-(2)-ア 店舗棟	(ア)市営常光寺改良住宅の店舗・作業所の移転先として、建替住宅用地において、13店舗から構成される店舗棟(複数棟可)を整備すること。と明記されていますが、各店舗の用途(飲食店等)を教えてください。	事務所や販売店、サービス店、飲食店等の一般的なビルのテナントと同様の用途です。
8	要求水準書(市営住宅整備業務編)	第4-2-(2)-ア 店舗棟	(ア)市営常光寺改良住宅の店舗・作業所の移転先として、建替住宅用地において、13店舗から構成される店舗棟(複数棟可)を整備すること。と明記されていますが、各店舗の借主は本建替住宅に移転する住民という理解で宜しいですか。	ご指摘の店舗棟の「店舗の借主」(本事業では「移転店舗使用者」と定義)は、市営常光寺改良住宅の既存店舗・作業所の使用者です。必ずしも建替住宅に移転する入居者とは限りません。
9	要求水準書(市営住宅整備業務編)	第4-2-(2)-エ 集会所	集会所は住民同士の日常的な交流の場でもある一方で、事業用地は浸水対策が必須の地域で、災害時に集会所は防災拠点として利用される可能性があります。「平屋建て」と明記されていますが、集会所までの住民のアクセスのしやすさや、集会所の利便性を考慮しつつ、浸水対策を行えば、上記の限りではないと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書のとおり、集会所は平屋建て(複層階は不可)としてください。その上で、住棟も含めた全体計画の中で要求水準書「第4 1(5) 安全・防犯への配慮イ」に記載のとおり、洪水に対する安全性(浸水対策、津波等一時避難場所としての避難対策等)に配慮してください。

No.	公表資料名称	項目名	質問	回答
10	要求水準書(市営住宅整備業務編)	第4-6-(1)-イ	解体撤去工事における撤去対象となる擁壁について、隣地境界際の既存擁壁を撤去する際に、隣地建屋に影響を及ぼすおそれがある箇所については協議のうえ残置できるものと考えて宜しいでしょうか。(浜つばめ用地南面隣地境界際等)	擁壁については、周辺への影響がないよう適切な対策工事等を実施した上で、撤去してください。
11	要求水準書(市営住宅整備業務編)/要求水準書(入居者移転支援業務編)	第4-6-(1)-イ / 第2-8-(6)-ア	解体撤去の対象となる既存住宅棟は上屋(上屋に残置物を含む)とご記載ありますが、想定するにあたり、残置物の対象となるものをご教示願います。 ※要求水準書(入居者移転支援業務編) 移転又は退去等前の住戸および店舗等の残置物等に記載の残置可能なものの区分についての例をお示し願います。(住戸内: 蛍光灯、浴槽、台所 / 共用部: 蛍光灯 等)	内装や浴槽、風呂釜、照明器具、手すり、流し台、換気扇などが想定されます。
12	要求水準書(市営住宅整備業務編)	第4-6-(2)-イ	アスベスト含有材使用状況調査について、撤去対象の既存建物住宅等のうち、貴市が既にアスベスト調査された部位については、貴市の調査結果の報告書をもとに各届出を行うことができ、調査済みの部位を改めて事業者にて再調査する必要は無いものと考えて宜しいでしょうか。(貴市にて未調査かつ調査が必要な部位については事業者にて実施するものと考えております。)	市が既にアスベスト含有材使用状況調査(定性・定量分析)を行った部位については、市としては再調査の必要はないと考えていますが、必要に応じて、事業者が改めて調査を行うことを妨げるものではありません。 なお、令和5年10月から法改正により必要な知識を有する者による事前調査(書面調査・現場の目視調査)が必要となります。
13	要求水準書(市営住宅整備業務編)/実施方針等に関する質問に対する回答	第4-6-(4)-ア-(イ) / 81	解体撤去時の飛散防止、騒音対策について、「防音パネル等による養生や～」と記載ありますが、防音シートも同等の性能を有するものと考えて宜しいでしょうか。	ご指摘の防音シートの提案は可能ですが、防音パネルと同等の性能を有しているかどうかは、事業者の提案に基づき評価されることになります。その提案内容次第では、防音パネルと同等とみなせない場合があります。
14	要求水準書(市営住宅整備業務編)/実施方針等に関する意見に対する回答	第4-6-(4)-エ 車両の通行 /14	解体撤去工事における浜つばめ用地の東側の南北通路について、意見回答にて舗装および埋設引込管の撤去が必要とご回答いただいております。 県営浜つばめ鉄筋団地1号棟および2号棟の南側の住民駐車場がありますが、東側南北通路から当該駐車場への利用は工事完了後は出来なくなるものとして、舗装の復旧は不要と考えて宜しいでしょうか。 また、西側の敷地外空地との間の道路については道路管理者との協議のうえ舗装および既存住宅への引込管の撤去を行ったのち、舗装の復旧を行う。と考えて宜しいでしょうか。 (上記の場合、西側道路の撤去工事期間中は前述の県営団地各棟の南側の駐車場の利用が不可となります。その期間の代替駐車場を確保する必要がありますが、貴市にて確保されるものと考えてよいか事業費に見込むべきかもご教示願います。)	解体撤去対象区域(浜つばめ)の東側の南北通路については、ご理解のとおり、舗装の復旧の必要はなく、要求水準書のとおり、解体撤去対象区域に係る敷地整備を行ってください。 また、解体撤去対象区域(浜つばめ)内の既存住棟と西側の敷地外空地との間の道路については、ご理解のとおり、道路管理者との協議の上で、適切な範囲の舗装及び埋設管のうち既存住宅への全ての引込み管(本管を除く)を適切に撤去した後、舗装の復旧を行ってください。 東側の通路の敷地整備とネットフェンスの設置は、西側道路の舗装の復旧後に行うなど、県営浜つばめ住宅の駐車場に出入りできるよう、適切に行ってください。 なお、上記のように施工順序の工夫により県営浜つばめ住宅の駐車場への出入りはできるため、その代替駐車場の確保を事業費に見込む必要はありません。
15	要求水準書(市営住宅整備業務編)/実施方針等に関する質問に対する回答	104	既存住宅図面について、図面一式の閲覧についての詳細が入札説明書等に記載がありませんが、閲覧は可能でしょうか。	既存住宅図面は入札公告において公表した図面一式までとなりますので、その内容をもとに提案・積算してください。実施方針等に関する質問(No104)に回答した「それ以外の図面」の閲覧予定はありません。
16	要求水準(市営住宅整備業務編)/別紙1施設設計要領	第1 全般事項/第2 共同住宅等	P1省エネルギー・再生エネルギーの9～10行目 ・全ての住棟の屋上について、太陽光発電・・・屋上に上がる階段又はハッチを設ける。 とありますが、 P6 階段・階段室の5～6行目 ・メンテナンス性の他太陽光発電・・・屋上に上がる階段を住棟毎に1か所以上設ける。 とあります。 階段又はハッチを住棟毎に1か所との理解で宜しいでしょうか	要求水準書設計要領「第2 共同住宅等■共用部分 階段・階段室」(P6)に記載のとおり、メンテナンス性の他太陽光発電パネル等の設置や管理に配慮し、屋上に上がる階段を住棟毎に1箇所以上設けることを必須とした上で、各住棟の屋上に設置する太陽光発電設備を点検できるように、上記必須の階段以外にも、必要に応じて、適宜屋上に上がる階段又はハッチを設けてください。
17	別紙1施設設計要領	第2共同住宅等-共用部分	階段・階段室に「階段の内法幅は1200mm以上。」と明記されていますが、屋外開放階段の場合合建築基準法上の有効幅以上を確保すれば良いという理解で宜しいですか。	要求水準書のとおり、屋外開放階段の場合でも、階段の内法幅は1,200mm以上とさせていただきます。
18	別紙1施設設計要領	第2共同住宅等-共用部分	階段・階段室に「屋外階段であっても屋根を設けること」と明記されていますが、入居者が利用する部分のみで、屋上点検用階段は上記基準適用外という理解で宜しいですか。	屋上に上がる階段を設ける場合は、屋上部分の屋根を設けることは必須ではありません。また、質問No16の回答も併せて参照してください。
19	入札説明書本文/別紙1施設設計要領	第3付帯施設等-集会所、便所	「利用人数に応じた便所を設け」について、利用人数は玄関の項目に記載のある80人を利用最大人数の目安と捉え、特に集会休憩時間での使用などで利用が集中するような運用は想定しないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	入札説明書本文/別紙1施設設計要領	第3付帯施設等-駐輪場	電動車いす用駐車スペースは住棟ごとなど適宜配置とありますが、何住戸あたり1台など目安はありませんでしょうか。	特に設置基準はありません。事業者の提案によります。
21	入札説明書本文/要求水準書	第4-2-(2)-イ-(イ)/(ウ)	車いす使用者用駐車場は将来用スペースには不要と考えてよろしいでしょうか。 また、車いす使用者用駐車場は車椅子対応住戸の全てに対して30m以内に配置する必要があると捉えてよろしいですか。 この場合、必要に応じ車いす使用者用駐車場を2台を超える台数により対応することでも可能と考えてよろしいでしょうか。	増設可能な将来用スペースについては、車いす使用者用駐車場の設置を想定する必要はありません。 全ての車いす対応住戸(10戸)の出入り口より30m以内に配置する車いす使用者用駐車場は、2台とすることを基本とします。事業者の提案により、やむを得ない場合は、車いす駐車場の台数が2台を超えることも可としますが、過度な台数にならないように配慮してください。

No.	公表資料名称	項目名	質問	回答
22	別添資料1事業概要図	-	公共施設用地や解体撤去対象区域の解体後の土地利用について、今後貴市がどのように利用されるか等のご想定をご教示頂けないでしょうか。	公共施設用地については、本市消防局において尼崎市東消防署の移転予定地として検討しており、詳細は下記ホームページをご覧ください。 https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/shisei/si_mirai/sprocess/sp_ikou/1032299.html また、解体撤去対象区域(西川・西川平七)については、北側に隣接する西川中継ポンプ場の移転先として、本市公営企業局において検討しています。
23	別添資料2事業用地現況図	-	事業用地現況図及び求積図等に地盤レベルの情報がありません。周辺及び敷地内レベルが分かる資料(PDFとCADデータ)をご提示して頂けないでしょうか。	本事業において若草事業用地の測量は実施していませんが、旧若草中学校の解体業務時点で調査した地盤高図を追加で公表します。 若草事業用地の地盤高については追加公表する資料を参照し、周辺地盤高については、必要に応じて、事業者が自ら調査してください。また、要求水準書に記載のとおり、事前調査として、本事業を進める上で必要な測量調査が必要な時期に適切に実施してください。
24	要求水準書(入居者移転支援業務偏)	第2-5	移転店舗使用者および退去等店舗使用者への業者紹介とありますが、業者とは引越業者でしょうか。内装等工事業者も含まれますか。	内装等工事業者も含まれます。
25	要求水準書(入居者移転支援業務偏)	第2-7-(1)ウ	移転支援の現地事務所として【既存住宅内の空き住戸】を活用する場合、無償で提供いただけますか。	ご理解のとおりです。
26	要求水準書(入居者移転支援業務偏)	第2-7-(1)ウ	現地事務所として既存住宅内の空き住戸を活用する場合、どの移転対象団地でも借用可能でしょうか。	ご理解のとおりですが、入居やその他の使用状況によるため、活用する空き住戸に関しては市との協議によります。
27	要求水準書(入居者移転支援業務偏)	第2-7-(5)エ	既存住宅の家賃滞納者への対応について貴市から指示があると記載がありますが、家賃回収の支援は別途と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	要求水準書(入居者移転支援業務偏)	第2-7-(6)ア	貴市のこれまでのPFI事業において想定外の事態の発生事例はありますか。あった場合は対応内容を含め、公表をお願いいたします	これまで入居者移転支援業務の実施が困難になるような想定外の事態の発生事例は本市ではございません。
29	要求水準書(入居者移転支援業務偏)	第2-7-(8)ウ	自らによる引越し手続きが困難な方はどの程度いらっしゃいますか。	「自らによる引越し手続きが困難」な入居者かどうかについて、市では把握できておりませんので、事業開始後の移転等説明会及び希望住戸等の把握の際に各入居者にご確認ください。なお、入居者の年齢構成については質問No.38をご覧ください。
30	要求水準書(入居者移転支援業務偏)	第2-8-(2)ア	市の責めに帰すべき事由および入居者等の責めに帰すべき事由により、移転支援業務を3か月間延長した場合における実費は貴市の負担とありますが、業務費も貴市へ請求できるとの理解でよろしいでしょうか。	市が負担する事業遅延リスクは、「3か月間の業務期間延長を超えて移転又は退去等が完了しない場合」であり、入居者等の責めに帰すべき事由による3か月間の延長の間は、事業者負担となります。 なお、3か月間を超える延長については、ご理解の通り、業務費も市で負担します。
31	要求水準書(入居者移転支援業務偏)	第2-8-(5)	事業期間中に貴市と協議の上、引越しゴミを個別回収していただく機会は設けていただけますか。	本市では引越しに際しての大型ごみ・臨時ごみは、入居者自身の負担で尼崎市家庭ごみ案内センターに申込み個別に処分するものですが、事業者の提案により入居者が行う処分について、補助することを妨げるものではありません。
32	要求水準書(入居者移転支援業務偏)	第2-8-(5)	既存団地における、所有者不明の物(例えば放置自転車やゴミなど)については数量が不明なため、別途清算もしくは貴市による回収を行うものとして宜しいでしょうか。	要求水準書「第2-8(5)イ」に記載のとおりですが、入居者移転支援業務の期間前から対応中のゴミなどについては、本市にて回収等を行います。
33	要求水準書(入居者移転支援業務偏)	第3-2-(1)イ	説明会等の会場として既存団地の集会所などの使用は可能でしょうか。また、使用可能な場合は無償貸与頂けるものとして宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	要求水準書(入居者移転支援業務偏)	第4-2-(1)ア(ウ)	住替え先の決定は貴市が行うこととありますが、抽選会などが必要になった場合も貴市が行うとの理解で宜しいでしょうか。	現在も他の既存市営住宅を希望する入居者の住替えを市が直接行っており、移転支援業務期間の開始までに一定の住替えは進んでいると見込まれるため、抽選会を実施することは想定していませんが、住替え先の決定のために必要が生じれば事業者に協力を求めることを考えております。
35	要求水準書(入居者移転支援業務偏)	第5-1 業務対象期間	店舗工事(B工事)は全て引渡し完了以降に行うことで宜しいでしょうか。	要求水準書「第4-2(2)店舗棟(ア)～(ス)」に記載する工事は、すべて事業者が行う工事(A工事)であり、店舗棟の引渡し完了までに実施してください。 次項No36の質問でご指摘の新たに側溝を設ける工事やサッシを取り付ける工事等がご指摘のB工事であり、店舗棟の引渡し後に移転店舗使用者が自らの費用負担で行うことを想定しています。なお、店舗棟の引渡し時期については、移転店舗使用者の店舗の開店時期に向けたB工事の期間の確保に配慮してください。
36	要求水準書(入居者移転支援業務偏)	第5-1 業務対象期間	店舗工事(B工事)において本体工事に関わることが事前に判明(土間を一部下げる、新たに側溝を設ける、サッシの仕様を変える等)の対応が生じた場合は対応する必要がありますか。また、その場合の費用の請求は貴市・移転店舗使用者のどちらへ行いますか。	ご指摘の「土間を下げる」工事は、「第4-2(2)店舗棟(ウ)」に該当し、前項質問No35の回答に記載のとおり、事業者が行う工事(A工事)です。 ご指摘の新たに側溝を設ける工事については、店舗棟の引き渡し後に、切り下げられた土間に、移転店舗使用者が自らの費用負担で行う工事です。 ご指摘のサッシについては、「第4-2(2)店舗棟(コ)」の外装には含まれておらず、店舗棟の引き渡し後に、移転店舗使用者が自らの費用負担でサッシを取り付けることとなります。
37	要求水準書(入居者移転支援業務偏)	第5-2-(1)ア(エ)	使用にあたっての注意事項は、引き渡した建築物に関する内容のみとの理解で宜しいでしょうか。(営業形態や地域との協定、決まり事等は別途)	ご理解のとおりです。

No.	公表資料名称	項目名	質問	回答
38	要求水準書(入居者移転支援業務編)別紙1	-	既存住宅の入居戸数に加え、入居者数、年齢構成、要介護者数、母子家庭の有無などをの情報を公表して頂けないでしょうか。	9月1日時点の入居管理情報によると、既存住宅について、全入居者数は576人、年齢構成は20歳未満約10%、20歳以上60歳未満約30%、60歳以上約60%で、母子父子家庭の入居があります。なお、要介護者数の情報はありません。
39	提案様式集	書類の提出時の留意点について	事業提案書及び設計図書一式の電子媒体(CD-ROM)を提出することと記載されていますが、保存するデータの容量によっては「CD-ROM」から「DVD-R等」に変更しても宜しいでしょうか。	問題ありません。
40	提案用式集	(様式4-3)3-(2)	移転支援実費にも消費税等を計上することで宜しいでしょうか。	当該様式の移転支援実費は税込額であり、別途消費税等を計上する必要はございません。詳細は修正後の様式集をご参照ください。
41	提案様式集	(様式4-8(別紙1))構成企業の財務状況	別添エクセルファイル(様式4-8別紙1)と明記されていますが、公表資料にはありません。御提供して頂けないでしょうか。	様式集の修正と併せて公表するエクセルファイルをご参照ください。
42	提案様式集	提出図面等の作成のポイント等	事業用地現況図及び求積図等に地盤レベルの情報を公表されていないので、平均地盤を算定できず、日影図を作成できません。周辺及び敷地内レベルが分かる資料(PDFとCADデータ)をご提示して頂けないでしょうか。	質問No23をご参照ください
43	提案様式集	-	様式4-6要求水準チェックリストの右上には「提案受付番号」がありますが、その他の様式には「提案受付番号」がありません。各様式の右上に「提案受付番号」を記入する理解でよろしいでしょうか。修正版の様式集を公表して頂けないでしょうか。	様式集上で提案受付番号を記載する欄の内容式については、提案受付番号の記載は不要です。
44	-	-	今回の入札説明書等に関する質問のご回答後に、もう一度ご回答に対する質問の機会をご検討願えませんでしょうか。	今回の回答後に再度質問機会を設ける予定はありません。なお、事業契約書(案)及び基本協定書(案)について、他の入札説明書等の公表より1週間程度後の公表となったため、11月18日時点で別途市HPで公表し、質問の提出期限を延長しました。